

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇選管告示 目次

- 県議会議員の一般選挙の執行
- 右選挙における選挙長及びその職務代理者
- 投票用紙の様式等
- 県議会議員の一般選挙と東伯郡北条町の教育委員会の委員の定例選挙に際して調製する補充選挙人名簿の調製期日等
- 県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出の制限額
- 開票区の設定
- 米子市の議会の議員等の選挙における開票区
- 区選挙長告示
- 倉吉市
- 米子市
- 岩美郡
- 八頭郡
- 気高郡
- 倉吉市
- 米子市
- 岩美郡
- 八頭郡
- 気高郡

- ◇東伯郡
 - ◇西伯郡
 - ◇日野郡
 - ◇鳥取市
 - ◇倉吉市
 - ◇米子市
 - ◇岩美郡
 - ◇八頭郡
 - ◇気高郡
 - ◇東伯郡
 - ◇西伯郡
 - ◇日野郡
- 東伯郡
西伯郡
日野郡
選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和三十年法律第二号)第一条第一項の規定により、鳥取県議会の議員の一般選挙を昭和三十年四月二十三日に執行する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和三十年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙区 選挙すべき議員の数

- 鳥取市 六人
- 倉吉市 三人
- 米子市 六人
- 岩美郡 三人
- 八頭郡 五人
- 気高郡 二人

- 東伯郡 六人
- 西伯郡 六人
- 日野郡 三人

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者をそれぞれ次のとおり選任した。

昭和三十年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙区	職名	住	所	氏名	選挙長の職務場所
鳥取市	選挙長	鳥取市吉方二九八番地	平尾 富治	鳥取市西町二九〇番地	
	同職務代理者	鳥取市東町二区二二七番地	西尾 新平	鳥取市西町二九〇番地	
倉吉市	選挙長	倉吉市河原町一、九六九番地	小川 貞壽	倉吉市堺町二丁目二五番地	
	同職務代理者	倉吉市東町三五七番地ノ一	河崎 益太郎	倉吉市堺町二丁目二五番地	

選挙区	職名	住	所	氏名	選挙長の職務場所
米子市	選挙長	米子市内町七二番地	後藤市右衛門	佐野 善一	米子市中町二〇番地
	同職務代理者	米子市中町八一番地	加納 勝己	鳥取市東町一番地	
岩美郡	選挙長	鳥取市庖丁八町九番地	川上 勝夫	鳥取市東町一番地	
	同職務代理者	岩美郡岩美町大字岩本三七八番地	森岡 愛吉	鳥取市東町一番地	
八頭郡	選挙長	鳥取市行徳六九番地	岸本 千凶雄	鳥取市東町一番地	
	同職務代理者	鳥取市立川町二丁目四五番地	坂口 福藏	鳥取市東町一番地	
気高郡	選挙長	鳥取市寺町一五番地ノ四	田中 万壽太	鳥取市東町一番地	
	同職務代理者	八頭郡八上村大字曳田五九五番地	中本 健治	鳥取市東町一番地	
東伯郡	選挙長	東伯郡北条町大字松神七六三番地	牧田 叔人	倉吉市仲之町七三七番地	
	同職務代理者	倉吉市中江一八三番地	平岩 照耳	倉吉市仲之町七三七番地	
西伯郡	選挙長	米子市久米町三九番地	藤田 堯通	米子市東町九七番地	
	同職務代理者	米子市角盤町三丁目七二番地	手島 孝道	米子市東町九七番地	
日野郡	選挙長	米子市日ノ出町七番地	山田 四郎	米子市東町九七番地	
	同職務代理者	米子市灘町二丁目一五一番地		米子市東町九七番地	

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を次のとおり定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙の様式

○ 注 意
ちゆう 意い

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

いんい名
うほしやしめい氏
ぎ議こ候
うほしやしめい氏
うほしやしめい氏
うほしやしめい氏

鳥取県議会議員選挙投票

鳥取県選挙管理委員会之印

備考 投票用紙は赤刷りとし、これにおすべき印は刷込式とする。
二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙及び右選挙と同時に執行される予定の東伯郡北条町の教育委員会の委員の定例選挙に際して調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 調製現在期日

昭和三十年四月十日

二 申請期間及び申請の方法

昭和三十年四月十一日から四月十三日までの間に住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期間

昭和三十年四月十四日から四月十五日まで

四 縦覧期間

昭和三十年四月十六日から四月十八日まで

五 異議の決定期間

昭和三十年四月十六日から四月二十日まで

六 確定期日

昭和三十年四月二十一日

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における候補者の選挙運動に関する支出の制限額は次のとおりである。

昭和三十年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙区	候補者一人につき支出できる選挙運動費用の制限額
鳥取市	一六六、四〇〇円
倉吉市	一七二、四〇〇円
米子市	一五三、一〇〇円
岩美郡	一二七、六〇〇円
八頭郡	一四九、九〇〇円

西伯郡		東伯郡		気高郡				八頭郡		岩美郡	
汗入開票区	箕紋屋開票区	大栄開票区	東郷開票区	浜村開票区	鹿野開票区	宝木開票区	私都開票区	八東開票区	津ノ井開票区	宇倍野開票区	第三開票区
大所高宇淀 山子麓江 村村村村	泉大春日 村村村村	栄大誠 村村	泊東郷 村	浜村坂谷 村	鹿野小 村	瑞穂津木 村	上私都 村	丹八東部 村	米里 村	津ノ井 村	第七、第八、第九、第十、第十七、第十八、第十九、第二十投票区

米子市		鳥取市				
郡市名	開票区名	区				
米子市	第一開票区	第一、第二、第三、第四、第五、第十一、第十二、第十四、第十五、第十九、第二十、第二十五、第三十一投票区				
	第二開票区	第六、第七、第八、第九、第十、第十三、第十六、第十七、第十八、第二十一、第二十二、第二十七、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五投票区				
	第三開票区	第二十八、第二十九、第三十、第四十、第四十一、第四十二投票区				
	第四開票区	第三十二、第三十三、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一投票区				
	第五開票区	第一、第二、第三、第十四、第十五、第十六、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五投票区				
	第六開票区	第四、第五、第六、第十一、第十二、第十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七投票区				

気高郡	一四九、四〇〇円
東伯郡	一五四、四〇〇円
西伯郡	一六四、九〇〇円
日野郡	一四一、九〇〇円

市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定に基づき、市の区域を分けた開票区及び町村の区域を合せた開票区(昭和三十年鳥取県選挙管理委員会告示第十五号)を次のように改める。

昭和三十年四月三日
鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

米子市						市名	開票区名	区	域	
第一開票区	第二開票区	第三開票区	第四開票区	第五開票区	第六開票区	第一、第二、第三、第十四、第十五、第十六投票区	第四、第五、第六、第十一、第十二、第十三投票区	第七、第八、第九、第十、第十七投票区	第二十六投票区	第十八投票区

米子市の長の選挙並びにこれと同時に進行することができる他の選挙に適用する開票区

米子選挙区		
第一開票区	第二開票区	第三開票区
第一、第二、第三、第十四、第十五、第十六投票区	第四、第五、第六、第十一、第十二、第十三投票区	第七、第八、第九、第十、第十七投票区

日野郡		日間開票区	手間村
大宮開票区		阿毘村	賀野村
日野上開票区		多里村	山野上村
山		上	村

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、昭和三十年四月三十日執行の米子市の議会の議員及び長の選挙並びにこれと同時に進行することができる他の選挙に限り、議会議員の選挙については米子選挙区の区域を、長及びこれと同時に進行することができる他の選挙については米子市の区域を分けてそれぞれ次のとおり開票区を設定する。

昭和三十年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

米子市の議会の議員の選挙に適用する米子選挙区の開票区

選挙区名	開票区	区	域
------	-----	---	---

第七開票区	第十九投票区
第八開票区	第二十投票区
第九開票区	第二十一投票区
第十開票区	第二十二投票区
第十一開票区	第二十三投票区
第十二開票区	第二十七投票区
第十三開票区	第二十四投票区

鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取市選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の鳥取市選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員鳥取市選挙区選挙

選挙長 平尾富治

- 一 場所 鳥取市西町二九〇番地 鳥取市役所
- 二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

倉吉市選挙区選挙長告示

倉吉市選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の倉吉市選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員倉吉市選挙区選挙

選挙長 小川貞壽

- 一 場所 倉吉市堺町二丁目二五二番地 倉吉市役所
- 二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

米子市選挙区選挙長告示

米子市選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の米子市選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員米子市選挙区選挙

選挙長 後藤市右衛門

- 一 場所 米子市中町二〇番地 米子市役所
- 二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

岩美郡選挙区選挙長告示

岩美郡選挙区選挙長告示第一号
昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の岩美郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員岩美郡選挙区選挙

選挙長 加納 勝 己

一 場所 鳥取市東町一五六番地 鳥取県会議事堂

二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

八頭郡選挙区選挙長告示

八頭郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の八頭郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員八頭郡選挙区選挙

選挙長 森岡 愛吉

一 場所 鳥取市東町一五六番地 鳥取県会議事堂
二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

気高郡選挙区選挙長告示

気高郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の気高郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員気高郡選挙区選挙

選挙長 坂口 福蔵

一 場所 鳥取市東町一五六番地 鳥取県会議事堂

二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

東伯郡選挙区選挙長告示

東伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の東伯

那選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員東伯郡選挙区選挙

選挙長 中本 健治

一 場所 倉吉市仲之町七三七番地 中部地方事務所

二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

西伯郡選挙区選挙長告示

西伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の西伯郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員西伯郡選挙区選挙

選挙長 平岩 照耳

一 場所 米子市東町九七番地 西部地方事務所

二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

日野郡選挙区選挙長告示

日野郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の日野郡選挙区選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和三十年四月三日

鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙

選挙長 手島 孝道

一 場所 米子市東町九七番地 西部地方事務所

二 日時 昭和三十年四月二十六日午後一時

鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取市選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の鳥取市選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年四月三日

鳥取県議會議員鳥取市選挙区選挙

選挙長 平尾富治

- 一 場所 鳥取市西町二九〇番地 鳥取市役所
- 二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

倉吉市選挙区選挙長告示

倉吉市選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の倉吉市選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年四月三日

鳥取県議會議員倉吉市選挙区選挙

選挙長 小川貞寿

- 一 場所 倉吉市堺町二丁目二五二番地 倉吉市役所
- 二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

米子市選挙区選挙長告示

米子市選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の米子市選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年四月三日

鳥取県議會議員米子市選挙区選挙

選挙長 後藤市右衛門

- 一 場所 米子市中町二〇番地 米子市役所
- 二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

岩美郡選挙区選挙長告示

岩美郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の岩美郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、

次のとおりとする。

昭和三十年四月三日

鳥取県議會議員岩美郡選挙区選挙

選挙長 加納勝己

- 一 場所 鳥取市東町一番地 東部地方事務所
- 二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

八頭郡選挙区選挙長告示

八頭郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の八頭郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年四月三日

鳥取県議會議員八頭郡選挙区選挙

選挙長 森岡愛吉

- 一 場所 鳥取市東町一番地 東部地方事務所
- 二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

気高郡選挙区選挙長告示

気高郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の気高郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十年四月三日

鳥取県議會議員気高郡選挙区選挙

選挙長 坂口福蔵

- 一 場所 鳥取市東町一番地 東部地方事務所
- 二 日時 昭和三十年四月二十一日午後一時

東伯郡選挙区選挙長告示

東伯郡選挙区選挙長告示第二号

昭和三十年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の東伯郡選挙区選挙において各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所及び日時は、

